

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 1 項の規定により、次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可した。

令和 5 年 9 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 第五種共同漁業権の内容

令和 5 年 4 月 28 日付けで公示した岩手県内水面漁場計画のとおり [\(掲載ページへのリンク\)](#)。

2 認可した遊漁規則の概要

水産振興課ホームページに掲載のとおり [\(掲載ページへのリンク\)](#)。